

公的金融の現代的役割（概要）

1. 公的金融に係る改革の基本的な考え方

（公的金融の使命）

- 公的金融の使命は、民業補完の原則のもと、情報の非対称性や不完全競争、外部性の存在など市場の失敗に対応することにある。すなわち、公的金融の実施が正当化されるためには、政策目的との関連性が明確であることに加えて、必要最低限の規模と手法に限定されることが重要であり、恣意的な資金配分については排除される必要がある。

（中小企業に対する金融支援のあり方）

- 中小企業に対する金融支援は、これまでと同様、民間金融機関による自主的な取組みを基本としたうえで、公的金融が補完する形とすべきである。加えて、本来の金融機能が損なわれないことが重要であり、この点を無視した一律の資金援助が実施されることのないよう留意すべきである。

（金融危機への対応）

- 金融危機時においては、平時よりも公的金融の役割が強く求められ、その重要性が増すこととなる。このため公的金融は、金融危機の状況を的確に把握したうえで、状況に応じた手法により、適時・適切な規模で実行される必要がある。
- 危機的な状況下であっても、公的金融に過度に頼ることは、市場における金利形成にゆがみを与え、効率的な資金配分を阻害することにつながるため、その検討に当たっては、市場メカニズムに可能な限り配慮した枠組みとなるよう留意すべきである。

2. 株式会社日本政策金融公庫

（経営上の課題）

- 日本政策金融公庫が可能な限りの統合効果を発現するためには、ガバナンスの実効性を確保したうえで、信用リスク管理の高度化や、事務フローの見直しなど通常業務の効率的な運営に努めることが重要である。
- ガバナンスの実効性を確保するためには、執行と監督の明確な分離が図られる必要があり、具体的には、業務執行取締役と、執行の監督に専念する取締役との区分を明確化する必要がある。

（信用保険制度と危機対応制度）

- 信用保険制度の収支は大幅な赤字構造となっており、制度の持続可能性の観点からも、政策目的の妥当性を厳しく検証したうえで、信用保険による再保険の機能を損なわないように収支構造を整える必要がある。

- 信用保証制度の一部では「セーフティネット保証」として 100%保証の制度が残っており、また、2008年10月31日から実施された「原材料価格高騰対応等緊急保証」も保証割合が 100%となっている。一方、新たに設立された危機対応制度における「危機対応円滑化業務」の損失補填割合は 80%であり、この点から見ると制度間の整合性が取れていない。この割合については、経済情勢や企業の状態を踏まえた危機時に対応する観点から、平時の責任共有制度における保証割合以上の水準を基本として、制度の整合性を図ることが必要である。

3. 移行期における民営化金融機関

～株式会社日本政策投資銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社ゆうちょ銀行（移行期のあり方）

- 民営化金融機関に政府出資が残る移行期においては、暗黙の政府保証の存在を背景に、他の民間金融機関との公正な競争条件が確保されない懸念が大きいことから、業務範囲の拡大には慎重であるべきである。
- 当該期間中は、民営化金融機関の企業価値最大化に向けた取組みと他の民間金融機関とのイコールフットィングとのバランスを確保することが重要であり、この点を念頭に置きつつ、完全民営化までのプロセスを着実に遂行すべきである。

4. その他の政策金融

（地方公営企業等金融機構）

- 地方公営企業等金融機構の資金融通については、本来の金融機能を損なうことなく、融資金の償還確実性が十分に認められる事業に限定することが必要である。特に、出資者と融資先が同じ地方公共団体となる可能性があるため、モラルハザードを防止する必要があるほか、業務運営の透明性、公平性、公正性を確保する観点からも、融資先の選定に係るチェックが可能な審査体制の構築が重要である。

（独立行政法人住宅金融支援機構）

- 将来的には住宅金融支援機構は特殊会社化し、責任と権限を明確化する必要がある。今般の金融危機において、同機構がモデルとした米国住宅関連 GSE（政府支援機関）のガバナンスが適切に発揮されず、最終的に暗黙の政府保証が顕在化する形で国有化されたことを踏まえても、体制の見直しが不可欠である。
- 同機構の主たる業務である証券化支援業務に関しても、サブプライム問題の経験を踏まえた対応が今後図られる必要がある。

以 上